

海外出願支援事業 実施要領

(国の事業名：中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）)

(趣旨)

第1条 本実施要領は、経済産業省の「中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）交付要綱（20240318特第8号）」（以下「国の要綱」という。）および「中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領（20240319特第2号）」（以下「国の要領」という。）に基づき、公益財団法人ふくい産業支援センター（以下、「財団」という。）が実施する海外出願支援事業の実施について、必要な事項を定める。

(実施)

第2条 財団は、間接補助金である本事業を実施するにあたり、国の要綱、国の要領を適用する。

(委員会の設置)

第3条 財団は、本事業を実施するにあたり、対象企業の選考を行うとともに、円滑に事業を推進するために必要な事項を審議するため、「海外出願支援事業に関する選考委員会設置要綱」に定める選考委員会を設置するものとする。

(交付に係る選定の基準)

第4条 財団は、選考委員会において、申請を受理した中小企業者等および出願のうち、次に掲げる要件等に合致する中小企業者等および出願を選定するものとする。選定は、次に掲げる第1号から第3号の各項目について5段階評価を行い、それぞれ5点満点で採点集計したものを委員数で割った平均点（小数点以下四捨五入）に第5号記載の各項目に加点措置を行い項目別に集計し、各項目平均点が3点以上を満たす案件を採択基準と定める。

- (1) 先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業者であること。
 - (ア) 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等
 - (イ) 助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等
- (3) 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- (4) 当該間接補助金の交付を受けた中小企業等においては、国の要領第23条の規定によるフォローアップ調査に協力すること。
- (5) 次の(ア)から(カ)の項目に該当する中小企業者等に対し、項目毎に加点措置を行う。
 - (ア) 地域未来牽引企業に選定された企業
 - (イ) 平成26年度以降一度も本事業に採択されていない新規利用者
 - (ウ) 直近3年間における「JAPANブランド育成支援等事業」の採択者
 - (エ) 直近3年間における「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の採択者
 - (オ) 賃上げ実施企業（対前年度比で給与総額もしくは平均受給額を1.5%以上増加）
 - (カ) ワーク・ライフ・バランス推進企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業、くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業、

ユースエール認定企業、女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者に限る）、次世代育成支援対策推進法第12条に基づく行動計画を策定し、専用サイト（両立支援のひろば）で公表している企業（（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。））

（6）第1号から前号までに規定するもののほか、財団が委員会の承認をもって別に定める審査基準

（実績報告）

第5条 補助事業者である財団より交付決定の通知を受けた中小企業等（以下、「間接補助事業者」とする。）は、間接補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度内の1月16日（ただし、土日祝日の場合はその前日とする）のいずれか早い日までに、様式第6による実績報告書およびそのエビデンスを財団に提出しなければならない。

2 間接補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月20日までに前項に準ずる実績報告書を財団に提出しなければならない。

3 間接補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、財団は期限について猶予することができる。

4 間接補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（国の要綱・要領との関連等）

第6条 財団は、国の要綱および要領に関連して必要と判断されるとき、または本事業の実施に必要と判断されるときには、必要な基準等を定め、本事業の円滑な遂行に努めるものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第7条 間接補助事業者は、別紙1記載の暴力団排除に関する誓約事項について間接補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の補助事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年6月3日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の助成事業から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の助成事業から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 9 日から施行し、平成 27 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 6 日から施行し、平成 28 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から施行し、平成 29 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 4 日から施行し、平成 31 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 10 日から施行し、令和 2 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 7 日から施行し、令和 3 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 18 日から施行し、令和 3 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 22 日から施行し、令和 4 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 14 日から施行し、令和 5 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 24 日から施行し、令和 6 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 23 日から施行し、令和 7 年度の補助事業から適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき